



省エネ家電（電気冷蔵庫）買替え支援

申請ガイド

令和6年度

阿南市

目次

	ページ
1 補助対象製品	1
2 対象製品を「省エネ型製品情報サイト」で確認する方法	2
3 補助金の交付対象者	3
4 補助金の額	3
5 事前の確認事項	4
6 購入から補助金交付までの手続の流れ	5
7 補助金交付申請・請求の方法	6
8 補助金交付申請・請求に必要な提出書類	7
9 提出書類の作成例	8
10 交付決定・交付額確定通知	16
11 不採択となった場合	17
12 問い合わせ先	18

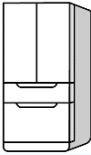
1 補助対象製品

電気冷蔵庫で、次の要件の全てに該当し、個別の要件を満たすものです。

■共通の要件

- 令和6年4月1日から令和7年3月28日までの間に補助対象製品を購入し、設置が完了したもの（納品待ち又は設置が未完了の状態では申請できません）
- 現在、ご家庭で使用されているものの撤去を含め、買い替えたもの（新たに設置するものは対象外）
- 阿南市内の販売店又は事業所において購入したもの（インターネットなど通信販売での購入は対象外）
- 新品（未使用品）のもの（使用済みのものは対象外）
- 自ら購入したもの（リース、レンタルは対象外）
- 阿南市内のご自宅で使用するもの（事業用として使用するものは対象外）

■個別の要件

対象製品	要件	省エネ基準
電気冷蔵庫		省エネ基準達成率 100%以上のもの
		目標年度 2021年度

2 対象製品を「省エネ型製品情報サイト」で確認する方法

対象製品は、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認することができます。

URL <https://seihinjyoho.go.jp/>

【冷蔵庫を検索する場合】

省エネ型製品情報サイト
統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報

すべてのカテゴリー ▾ 型番、製品名、メーカー名、JANコードなどを入力 製品検索

製品検索・ラベル作成

NEW 有機EL 液晶 テレビ
★★★★★ エアコン
★★★★★ 電気冷蔵庫
★★★★★ 電気冷凍庫
★★★★★ LED 照明器具
★★★★★ LED 電球

★★★★★ 電気便座
★★★★★ ジャー炊飯器
★★★★★ 電子レンジ
VTR
DVD2008
DVD2010

NEW エコキュート
★★★★★ ガス温水機器
★★★★★ 石油温水機器

DVD

冷蔵庫をクリックすると次の画面が表示されます

省エネ型製品情報サイト
統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報

電気冷蔵庫 ▾ 製品検索

電気冷蔵庫 目標年度2021
□ 選択した製品だけを比較表示する 選択をクリア

省エネラベルダウンロード

目標年度が2021年度であることを確認

メーカー または ブランド	製品型番	機種名 (型番)	多段階評価点	省エネラベリング制度				冷凍方式
				省エネ性 マーク	省エネ 基準 達成率 (%)	年間 消費 電力量 (kWh/年)	年間 目安 電気代 (円/年)	
			★★★★☆ 2.2	●e	105	194	5,240	直冷式
			★★★★☆ 2.0	●e	102	229	6,180	直冷式
			★★★★☆ 3.5	●e	101	278	7,510	間冷式
	Now		★★★★☆ 3.5	●e	100	279	7,530	間冷式
	Now		★★★★☆ 2.0	●e	100			
	Now		★★★★☆ 3.7	●e	105			
	Now		★★★★☆ 3.5	●e	101			
	Now		★★★★☆ 2.0	●e	101			
	Now		★★★★☆ 2.0	●e	100	331	8,940	間冷式

省エネ基準達成率が100%以上の製品が補助対象製品です。

2 確認

※家電量販店などのオリジナル製品は、上記のサイトを検索しても表示されない場合がありますので、各メーカー等にお問い合わせください。

3 補助金の交付対象者

次の要件の全てに該当する方 です。

- 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている方
- 市税等を滞納していない方
- 暴力団員でない方又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない方

4 補助金の額

購入店舗	電気冷蔵庫の容量	補助金の交付額
阿南市に本店登記のある法人又は阿南市に住所を有する個人が運営する阿南市内の店舗・事業所	400 リットル以上	30,000 円／台
	400 リットル未満	15,000 円／台
上記に該当しない阿南市内の店舗・事務所	400 リットル以上	10,000 円／台
	400 リットル未満	5,000 円／台

※ご不明な場合は、環境保全課までお問い合わせください。

5 事前の確認事項

申請を検討される 際に、次のことをご確認ください。

- 補助対象製品の要件(P1)
- 補助金の交付対象者の要件(P3)
- 補助金の額(P3)

ご購入又は申請される前 に、次のことをご確認ください。

- 補助金交付申請・請求の受付期間中であっても、申請額の累計額が予算の額に達した時点で、受付を終了すること。また、その受付終了日に予算額を上回って複数の交付申請を受け付けた場合は、抽選により交付を決定することとしていますので、あらかじめご承知おきください。
なお、申請額の累計額は、市ホームページにおいて、随時お知らせします。
- 購入しようとする家電製品が、補助対象の要件(P1)を満たしているかを確認し、お間違いのないようにしてください。
- 補助金交付申請書に、「対象製品に買い替えたことを証明する書類」を添付していただくこととなっています。

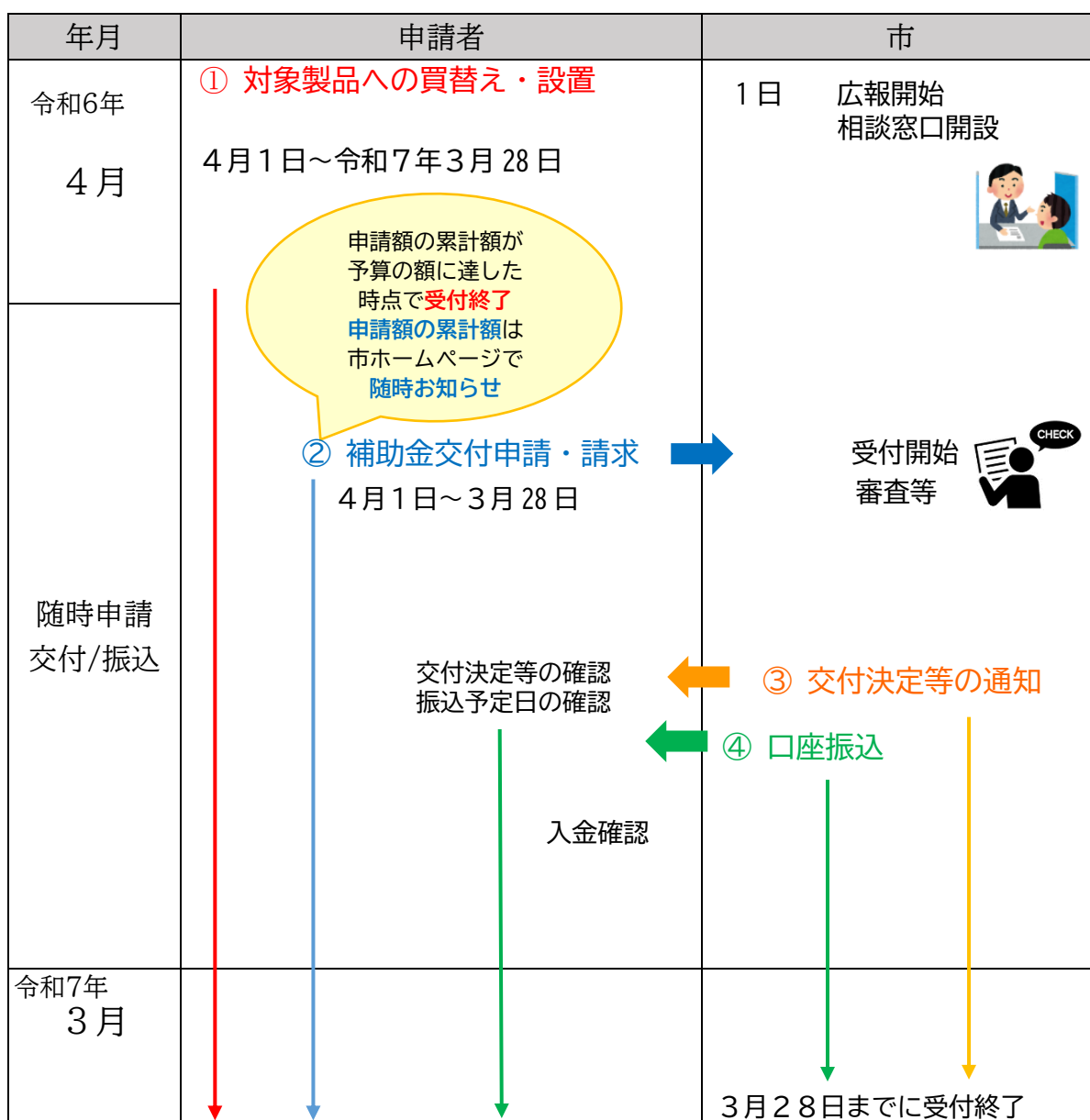
お支払いの際 に、次のことをご確認ください。

- キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、コード決済等)により一括支払いした場合も領収書は必要です。
- ポイント、クーポン券及びプレミアム商品券による支払いでも構いませんので、ご利用ください。
- リボルビング払い又は分割払いにより支払った場合は、補助金申請はできません。
- 電気冷蔵庫を購入される際は、リサイクル料金(補助対象外経費)を支払った上で、特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)を受け取り、その写しを提出してください。
- 領収書の様式は問いませんが、次の内容が記載されているかを確認してください。

宛名(交付申請者の氏名)、領収金額(税込)、購入した製品名、品番(型番)、 本体価格(税抜価格)、個数、販売店等の名称及び所在地

- 5万円以上の領収書等には、収入印紙(消印されたもの)が貼られている必要があります。
ただし、申告納付の特例制度の税務署長承認を受けている又はクレジットカードで支払ったことが明記されている場合は不要です。
- 領収金額に補助対象外経費(対象外の家電製品の購入費や取付工事・運搬費、家電リサイクル料、消費税等の額など)が含まれている場合は、その内訳がわかるようにしていただく必要があります。

6 購入から補助金交付までの手順の流れ



- ❶ 対象製品への買替え及び設置は、令和6年4月1日から令和7年3月28日までの間に行ってください。ただし、次の❷のことにご留意ください。
 - ❷ 補助金交付申請・請求は、令和6年4月1日から受付します。受付期間は、令和7年3月28日までとなっておりますが、申請額の累計額が予算の額に達した時点で、受付期間中であっても受付を終了します。
 - ❸ 市において提出書類を審査し、補助金の交付及び交付額を決定したときは、交付申請者に対して「交付決定兼交付額確定通知書(様式第4号)」により通知します。それ以外の方には、「不交付決定通知書(様式第5号)」により、不採択の旨を通知します。
 - ❹ 補助金は、交付予定日に交付申請者本人の口座に振り込みますので、ご確認ください。
- ※❸と❹の手続きは、随時行います。

7 補助金交付申請・請求の方法

補助金交付申請・請求に必要な書類を作成の上、受付期間内に電子申請(5月中旬以降予定)、郵送又は持参のいずれかの方法により、「阿南市環境保全課」まで提出してください。なお、提出に係る費用は、申請者のご負担となります。

また、電子申請は、市ホームページのバナー「電子申請」から徳島県電子自治体共同システムにアクセスし、「手続き一覧」からこの補助金申請を選択して申請してください。

【申請・請求の受付期間】

※**必着**

令和6年**4月1日**から令和7年**3月28日**まで

【ご注意ください】

受付期間前に提出されたものは受付できませんのでご注意ください。

なお、受付期間は令和7年3月28日までですが、**受付期間中であっても申請額の累計額が予算額に達した時点で受付を終了します。**



【提出先】

阿南市環境保全課

〒774-8501

阿南市富岡町トノ町12番地3

受付時間 平日8:30~17:15

※夜間・土日・祝日の受付は行っていません。

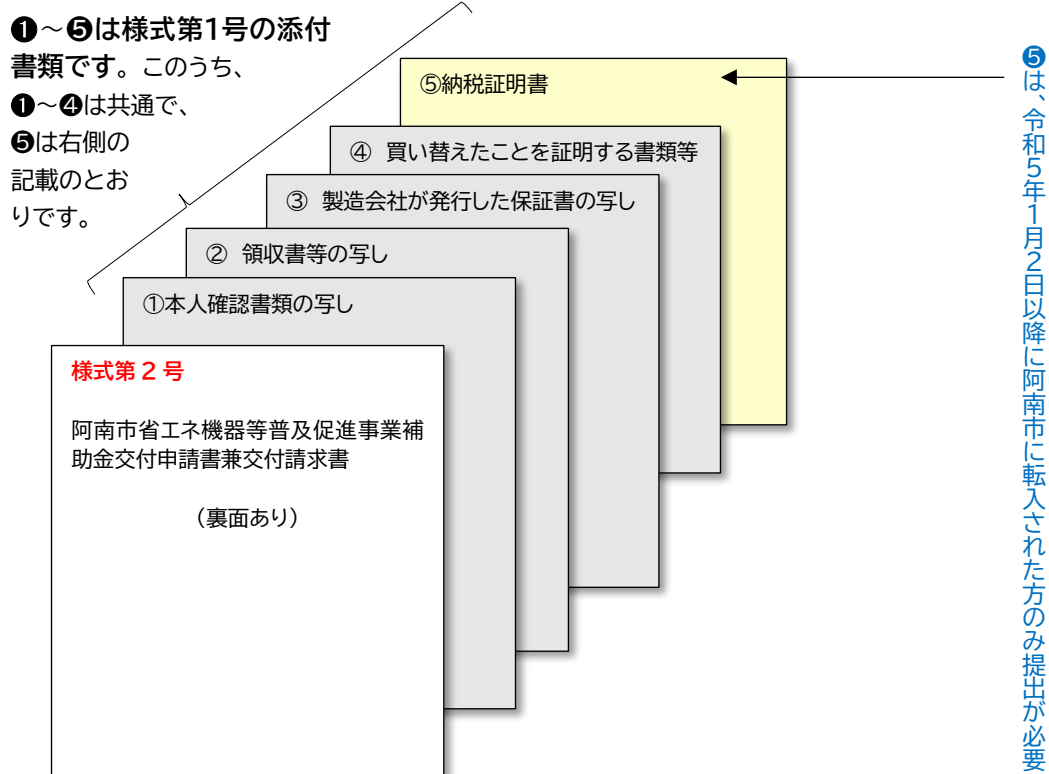
市役所2階 24番窓口



8 補助金交付申請・請求に必要な提出書類

補助金交付金申請・請求時 に提出していただく書類は次のとおりです。

各書類の様式は、市ホームページに掲載しているほか、環境保全課(市役所2階)の窓口を設置しています。



提出書類		参照
● 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付申請書兼交付請求書 (様式第2号)		P8・P9
様式第2号に添付する書類	○ 交付申請者の本人確認書類の写し	P10
	○ 補助対象製品に係る領収書等の写し	P11
	○ 補助対象製品の製造会社が発行する保証書の写し	P12
	○ 買い替えたことを証明する書類等 (リサイクル券)	P13
	○ 令和6年1月2日以降に阿南市に転入した交付申請者については、令和6年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書	P14

※様式第2号に添付する書類(納税証明書を除く)の様式も作成していますのでご利用ください。

9 提出書類の作成例

様式第2号（第7条関係）

表面

阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付申請書兼交付請求書

令和6年4月1日

（申請先）阿南市長 宛て

（申請者） 住 所 **阿南市富岡町トノ町12番地3**

氏名フリガナ **アナン タロウ**

氏 名 **阿南 太郎**

生年月日 **昭和33年 5月 1日生**

電 話 **0884-22-1111**

阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金の交付を受けたいので、阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この補助金交付申請のため、私の市税等の納付状況及び住民基本台帳の記録の状況について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。

1 補助金交付申請額	10,000円		※定格内容積が 400リットル未満 1件5千円 400リットル以上 1件1万円 ただし、市内に本店登記を有する法人又は市に住所及び店舗等を有する個人事業者から購入した場合 400リットル未満 1件1万5千円 400リットル以上 1件3万円
2 購入した補助対象設備の製造会社名及び型番	製造会社名	〇〇〇 （定格内容積 400 リットル）	
	製品型番	〇〇 〇〇 〇〇	
	省エネ基準達成率	〇〇〇 %	
3 補助対象設備の購入先（登録事業者）	販売店等名	富岡デンキ 〇〇店	
	所在地	阿南市富岡町トノ町1番地200	
	電話番号	0884-22-3795	
4 その他の補助制度の併用（○で囲む）	なし ・あり（制度名： ） （申請先： ） （補助金額： ）円		
5 添付書類	1 交付申請者の本人確認書類の写し 2 補助対象設備に係る領収書等の写し 3 補助対象設備の製造会社が発行する保証書の写し（申請者の氏名、住所及び購入年月日が記載されたもの） 4 振込先口座が確認できる交付申請者の通帳等の写し 5 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し 6 前年度の1月2日以降に阿南市に転入した交付申請者については、前年度の年1月1日に居住していた市区町村長が発行した納税証明書 7 その他市長が必要と認める書類 <p style="text-align: right;">⇒裏面に続く</p>		

(裏 面)

市において、阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付決定及び交付額が確定したときは、次の請求金額を振込先口座に振り込んでください。

請求金額 10,000 円

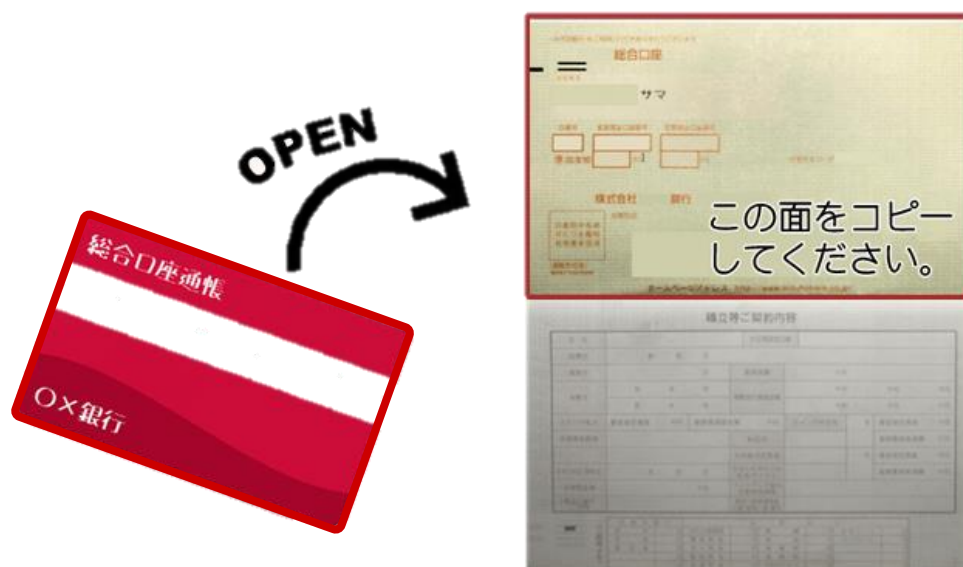
振込先口座

金融機関名	銀行 阿南 金庫 農協	支店名 【店名】	本店 支店 出張所
預金科目	1 普通 2 当座		
口座番号	0 1 2 3 4 5 6		
(フリガナ)	アナン タロウ		
口座名義	阿南 太郎		

申請者ご本人様の口座情報を記載してください。

※振込先口座は交付申請者本人の口座名義のものに限ります。

振込先口座の写しを添付してください。
(表紙を開けたページ写し。表紙は不要)

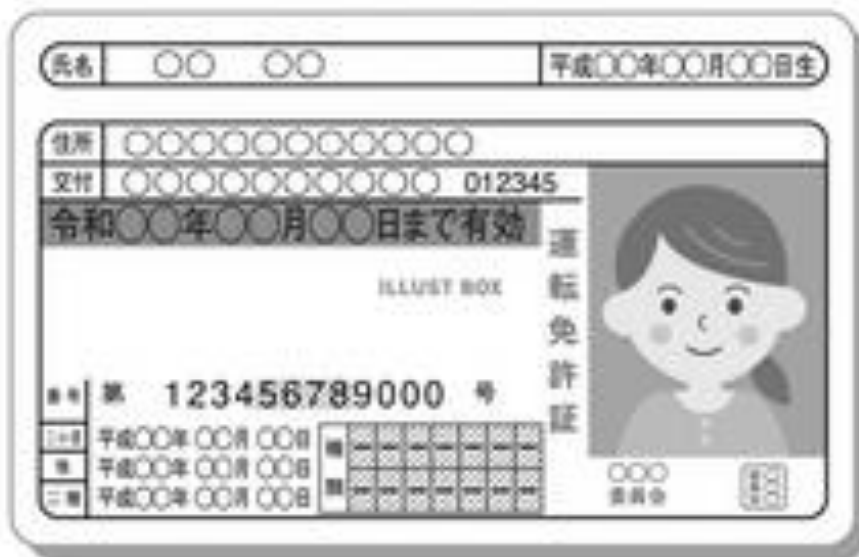


添付① 本人確認書類の写し 添付用紙

次のいずれか1点の写し

- ・マイナンバーカード（表面のみコピーしてください）
- ・運転免許証
- ・旅券
- ・健康保険証
- ・年金手帳

イメージ



コピーは、白黒でかまいません。

添付② 領収書等の写し 添付用紙

イメージ

No. 〇〇

領 収 書 ③

① 阿南太郎様 令和6年4月1日

② **¥330,000-** ②
(内、消費税及び地方消費税額 30,000円)

但し、電気冷蔵庫代金として 上記正に領収いたしました。

④ 〇〇会社 〇〇冷蔵庫 〇〇-〇〇 1台 300,000円(税抜)

〒774-8501 ⑤
徳島県阿南市富岡町トノ町1番地200

富岡デンキ 阿南本店 代表者印
電話 0884-22-3795

収入印紙 印

領収金額が5万円以上の場合
(印紙税申告納付承認又はクレジットによる一括払いを除く)

押印は必須ではありませんが、偽造防止のためご協力をお願いしています。

領収書の様式は問いませんが、次の内容が記載されているものとします。

- ① 宛名 (申請者本人の氏名)
- ② 領収金額 (税抜額が分かる又は消費税及び地方消費税相当額の記載がある)
- ③ 領収年月日
- ④ 購入した製品名、品番 (型番)、単価、個数
- ⑤ 販売店等の名称及び所在地

※領収金額に補助対象外経費 (対象外の家電製品の購入費や取付工事・運搬費、家電リサイクル料、消費税及び地方消費税の額など) が含まれている場合は、その内訳を明記又は内訳がわかるものを添付してください。

※販売店の所在地の記載について、例えば、「〇〇阿南店」のように、店名等で阿南市内に所在すること分かる場合は、所在地の記載がなくても構いません。

※領収書への押印は必須ではありませんが、偽造防止にご協力をお願いしています。

※5万円以上の領収書等には、収入印紙 (消印されたもの) が貼られている必要があります。ただし、申告納付の特例制度の税務署長承認を受けている場合又はクレジットカードで支払ったことが明記されているものは不要です。

※クレジットカードで支払った場合は、支払区分が「一括払い」と明記されたものの写しも合わせて提出してください。

添付③

製造会社（メーカー）が発行した保証書の写し 添付用紙

対象製品の製造会社名、製品名、品番又は型番のほか、交付申請者の氏名、住所及び購入年月日が記載されたもの

※氏名及び住所を記載する欄がないものは、余白に氏名等を自署してください。
※販売店等の印の有無は問いません。また、販売店から発行される保証書を添付する必要はありません。

イメージ

〇〇冷蔵庫 保証書

品番	AA-BB0123	保証期間	本体1カ年
お買い上げ日		令和6年4月1日	
お客さま	ご芳名	阿南太郎	
	ご住所	阿南市富岡町トノ町12番地3	
	電話	0884-22-1111	
販売店	所在地・店名	阿南市富岡町トノ町1番地200 富岡デンキ 阿南本店 電話 0884-22-3795	

株式会社〇〇〇〇

交付申請者及び販売者の情報が記載されたものを提出してください。

〇製造会社（メーカー）が発行した保証書の写し

製造会社（メーカー）名、製品名、品番（型番）がわかるもので、購入者の情報（交付申請者の氏名、住所、購入年月日等）が記載されたもの
※氏名を記載する欄がないものは、余白に氏名を自署してください。
※販売店等の印の有無は問いません。また、販売店から発行されるものは不要です。

添付④ 特定家庭用機器廃棄物管理票の写し 添付用紙

特定家庭用機器廃棄物管理票とは「リサイクル券」のことです。5枚複写のうち4枚目が「排出者控」となっていますので、その写しを添付してください。

イメージ

(実物は大きいため、横にして貼っていただいて構いません)

家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票) ④ 排出者控

お問合せ管理票番号 **1121-00000000-0** お問合せ管理票番号

おなまえ **阿南 太郎** 様
(電話番号 0884-22-3795)

小売業者 **〇〇電気株式会社**
住所 〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(電話番号 00-0000-0000)

品目	小	大	備考
エアコン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫は大小区分がありませんので、該当する□に✓を記入ください。
テレビ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ブラウン管式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
液晶・プラズマ式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
冷蔵庫・冷凍庫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
洗濯機・衣類乾燥機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

製造業者等名

<input type="checkbox"/> パナソニック (100)	<input type="checkbox"/> 東芝ライフスタイル (110)	<input type="checkbox"/> ダイキン工業 (120)	<input type="checkbox"/> JVCケンウッド (日本ビクター) (130)
<input type="checkbox"/> 日立グローバルライフ (300)	<input type="checkbox"/> シャープ (310)	<input type="checkbox"/> 三菱電機 (320)	<input type="checkbox"/> 三洋電機 (101)
<input type="checkbox"/> ソニー (340)	<input type="checkbox"/> 富士通ゼネラル (350)	<input type="checkbox"/> ソニー(アイワ) (360)	<input type="checkbox"/> 三菱重工冷熱 (370)

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・プラズマ式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下
大：全定格内容積171L以上

※納入金控除の場合記入不要

汚染品化料金	円
収集・運搬料金	円
消費税	円
合計	円

排出者控

○買い替えたことを証明する書類等

・電気冷蔵庫を買い替えた場合

家電リサイクル法の規定により、電気冷蔵庫を処分するためにリサイクル料金を支払う必要があり、その際、特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券・5枚複写のうち4枚目が「排出者控」)が作成されますので、その写しを提出してください。

氏名欄は、「交付申請者の氏名」としてください。

添付⑤

令和6年1月2日以降に阿南市に転入された方のみ

令和6年1月1日現在で居住していた市区町村から
納税証明書の発行を受けて添付してください。

この用紙に貼る必要はありません。

10 交付決定・交付額確定通知

交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付する補助金の額の確定を行い、「阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書」（様式第4号）により、決定内容及びこれに付した条件を、交付決定を受けた交付申請者に通知します。

様式第4号（第8条関係）

阿南市指令第〇号

阿南市富岡町トノ町1番地200
阿南太郎様

阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

令和6年4月1日付けで申請のあった阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金の交付については、阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定及び確定したので、通知します。

令和6年〇月〇日

阿南市長 岩佐義弘 印

記

- 1 交付決定額 金10,000円
- 2 交付確定額 金10,000円
- 3 交付予定日 令和6年〇月〇日
※通帳には「アナンカケイカンシヤ」と記載されます。

4 交付の条件

- (1) 補助金の交付の対象となった省エネ家電については、その設置の日から6年を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて取得した省エネ家電を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 取得した省エネ家電については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な管理を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の交付の条件に違反した場合において、補助金の交付決定を取り消され、既に交付した補助金の返還を命じられたときは、速やかにその返還に応じること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金要綱及び阿南市補助金等交付規則の規定を順守すること。

11 不採択となった場合

審査の結果、不採択となった場合は、交付申請者に対して「不交付決定通知書」（様式第5号）により、その旨を通知します。

様式第5号（第8条関係）

阿南〇第〇号
令和6年〇月〇日

阿南太郎様

阿南市長 表原立磨 印

阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金不交付決定通知書

令和6年4月1日付けで申請のあった補助金については、次の理由により不交付と決定したので、阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

理由

12 問い合わせ先

阿南市環境保全課は、**阿南市役所2階**です。



阿南市環境保全課

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

☎ 0884-22-3413 e-mail kankyou@anan.i-tokushima.jp

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ※夜間・土日・祝日は、窓口業務を行っていません。

市ホームページ

URL <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2024028000042/>